

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第87号

(平成28年7月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」や「臨時福祉給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！（2面）
ご存知ですか？ 電気通信事業法が改正されました。（3面）
振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺について！（4面）

1 京（みやこ）・くらしのサポーターに「ベスト消費者サポーター章」が授与されました！

「ベスト消費者サポーター章」は、平成21年9月の消費者庁設立を契機に「消費者支援活動に顕著な功績があり、広く社会に紹介するに足りると認められた者」への表彰を目的に設立されたものです。

この度、京（みやこ）・くらしのサポーターとして活動されている谷田輝恵氏が同章を授与されたため、6月6日に京都市役所において、表彰伝達式を行い、消費者庁長官に代わり、京都市文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

谷田 輝恵 氏

おめでとうございます！

- ・ 「京（みやこ）・くらしのサポーター」の一員として、出前講座での寸劇、「区民ふれあいまつり」等のイベントにて、消費者啓発に取り組み、本市消費生活行政の推進に貢献されています。
- ・ また、「京都市客引き行為等の禁止等に関する条例」における禁止区域の指定その他条例の施行に関する重要事項について審議等を行う「京都市客引き行為等対策審議会」の市民公募委員としての参画や、ごみの減量と発生の抑制を目的として啓発活動やごみ減量に関する調査活動を実施する「京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会」などにおいても積極的に啓発活動に従事されるなど、本市における様々な行政分野において、御活躍されています。



<写真左>

左から、柴田消費生活総合センター長、寺井文化市民局長、谷田輝恵氏、板倉共生社会推進担当部長

2 「年金生活者等支援臨時福祉給付金」や「臨時福祉給付金」をよそおった “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！！

賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者等を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」が支給されます。

また、平成26年4月からの消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成28年度においても、市民税が課税されていない方に「臨時福祉給付金」が支給されます。

これらの給付金の支給の関係で、京都市や厚生労働省の職員などが、市民の自宅を訪問したり、電話で次のようなことを尋ねたり、確認することは、絶対にありません。

【注意!!】給付金を装った不審なメール・電話が発生しています。

「特別給付金支給」や「生活支援金受給通知」などの件名でメールが届いたり、給付金支給のためとして、電話で口座情報などの個人情報を聞き出そうとする事例が発生しています。くれぐれもご注意ください。

- 銀行口座の番号やマイナンバーを尋ねる。
- 手数料などの振込みを求める。
- 銀行やコンビニなどのATM（現金自動支払機）の操作を指示する。



このようなことを求めるメールや電話があっても、絶対に教えたり（メールを返信したり）、現金の振込みや手渡しをしないでください。

御自宅や職場などに市役所や区役所・支所、又は厚生労働省の職員と名乗る者から不審な電話がかかってきたり訪問があれば、迷わず、110番してください。

文書などが届いた場合は、最寄りの警察署（若しくは警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

お問合せ先

京都市臨時福祉給付金コールセンター

電 話 075-251-2360

F A X 075-251-2361

受付時間 平日 午前9時～午後6時

3 ご存じですか？ 電気通信事業法が改正されました。 ～光回線やスマートフォン等の契約書面はしっかり確認しましょう！～

情報通信関連の契約時において、電気通信事業者の分かりにくい料金体系，説明・書面交付手順が明確ではなく，トラブル等が生じていることなどから，電気通信事業法が改正され，消費者保護ルールが充実・強化されました。ここでは，特に消費者自身にとって関係がある「契約後の書面の交付義務」，「初期契約解除制度」について概要を説明します。

改正法施行後の電気通信事業法のポイント

① 契約後の書面交付義務

- 電気通信事業者は，消費者に契約内容を明らかにした書面（契約書面）を交付しなければなりません。
そこには，料金割引の仕組みや，有料オプションサービスについて明記することが義務付けられています。

② 契約から一定期間内に利用できる契約解除制度

- 契約書面の受け取った日を含めて8日までの間は，電気通信事業者の合意なく，消費者の申し出により電気通信サービスを契約解除できます。対象は，光回線サービスや主な携帯電話サービス等の“回線の契約”のみとなっています。
従って，電気通信サービスと同時に締結することが多い携帯電話等の購入契約については，認められません。
- 電波のつながり具合が不十分な場合と，事業者による説明等が不十分な場合は，消費者の申し出により，携帯電話等の端末も含めて電気通信サービスが違約金なしで契約解除できます。消費者は端末費用を負担する必要はありません。

<アドバイス>

- 契約書面の内容を確認しましょう。
- 電気通信サービスに問題があったときは，早めに契約先の事業者へ申し出ましょう。
- 一人では契約内容を理解できる自信がない場合は，ご家族など身近な人に同席を求めましょう。
- 不安に思うことや，トラブルになった場合には，京都市消費生活総合センターへ相談しましょう。



4 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について！

ご注意！

「特殊詐欺」とは、相手に会わずに電話などで架空の話を信じ込ませて現金等をだまし取る犯罪の総称です。

警察庁は、平成27年の特殊詐欺の被害額は、482億円と発表しています（被害件数は、13,824件）。また、1件の被害額が億を超える事案も発生しています。

< 特殊詐欺の犯行手口 >

【オレオレ詐欺】

○ 息子を名乗る者から、「交通事故を起こしてしまった。示談金がある。」と言われ、ATMから現金を複数回にわたり振込みをした。

【架空請求詐欺】

○ 証券会社、国税庁職員を名乗る者から、「死亡した旦那さんの株の名義変更が必要。利益分の税の追徴金が必要。」などと言われ、ATMから現金を多数回にわたり振込みをした。

【金融商品等取引名目の詐欺】

○ 未公開株取得のため、名義貸しの依頼を承諾すると、後に弁護士を名乗る者から、「名義貸しは犯罪。財産の差し押さえを避けるため現金を預かる。」などと言われ、現金を宅急便で送付した。

【還付金詐欺】

○ 役所職員と名乗る者から、「医療費の払い戻しがある。」と言われ、指示どおりにATMを操作すると、逆に現金を相手に振り込んでしまっていた。

< 予防のポイント・キーワード >

- 「親子なら声を聞き間違わない」というのは思い込みです。「合言葉」などの約束事を事前に決めておきましょう。
- 「必ず儲かる」は、詐欺です。必ず儲かるといったおいしい話は、ありません。
- お金を請求するメール、電話があった場合は、すぐ家族や消費生活総合センター、警察に相談しましょう。



【編集後記】 今回、取り上げた電話やインターネットのような通信関連の契約は、プランの仕組や料金の内訳が複雑なことが多いので、多くの方が難しいと感じられると思います。

京都市消費生活総合センターは、様々な契約トラブルに関する情報や関連法の改正内容を発信するとともに、契約トラブルに遭ったときだけでなく、契約について不明な点があるときでもご相談を受け付けています。今後とも、様々な契約トラブルに関する情報を発信するとともに、皆様の身近な相談窓口であるよう努めてまいります。不安を抱えたまま契約してしまう前に、ぜひ、当センターへご相談を！

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角

京都市消費生活総合センター

検索

* 年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

